



# 熊本県公報

号外 第 3 3 号

平成 29 年 10 月 10 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則…………… (高齢者支援課) 8
- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地課) 8

## 規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 29 年 10 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 26 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（昭和 50 年熊本県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 10 条第 10 項第 2 号に規定する規則で定める者）

第 14 条の 2 条例第 10 条第 10 項第 2 号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者として、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に相当する者 退職職員等（退職した条例第 2 条第 1 項に規定する職員等（同条第 2 項の規定により職員等とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者 退職職員等であつて、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に相当する者 退職職員等であつて、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当するもの

2 条例第 10 条第 10 項第 2 号イに規定する規則で定める者は、前項第 2 号に定める者とする。

別記第 3 号様式中

技能 修得 手当	受講手当	日額 円 月 日	支給 開始
	特定職種 受講手当	月額 円 月 日	支給 開始
	通所手当	月額 円 月	支給 開始

を

技能 修得 手当
----------------

受講手当	日額 円 月 日	支給 開始
------	----------	----------

通所手当	月額 円 月	支給 開始
------	--------	----------

に改める。

別記第 4 号様式中「現住所」を「住 所」に、

技能 修得 手当	受講手当	日額
	特定職種受講手当	月額
	通所手当	月額

円 月 日支給開始
円 月 日支給開始
円 月支給開始

を

技能 修得 手当	受講手当	日額	円	月	日支
	通所手当	月額	円	月支	

給開始
給開始

に改める。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第11条、第20条の2、第21条関係)

<p style="text-align: center;">失 業 証 明 願</p> <p>熊本県職員等の失業者退職手当支給規則に基づき、失業者退職手当の請求書に添付する必要があります。</p> <p>以降の失業の証明をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 名 氏 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">..... 公共職業安定所長様</p>	<p style="text-align: center;">失 業 証 明 書</p> <p>上記の証明願に対し、次のとおり証明します。</p> <p>失業証明期間(公共職業安定所において就職のあつせんがで きなかった期間)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">任命権者 様</p> <p style="text-align: right;">..... 公共職業安定所長 印</p>
--	---

----- さ り と り せ ん -----

伺	所 長	課 長	係 長	係 員	
地方公共団体退職者に係る証明書交付伺					
請求書に関する事項		交付年月日	年 月 日		
		生年月日	年 月 日		
		住 所			
		元勤務場所	熊本県		
		求職票番号			
		職 種			
		求職年月日	年 月 日		
		証明期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
証明事項		備考			

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式(第 11 条、第 12 条、第 14 条関係)

失 業 者 退 職 手 当 支 給 願																		
受給資格証 交付番号	第 号	退職年月日	年 月 日															
第 1 回 求 職 申込年月日	年 月 日	第 回 求 職 申込年月日	年 月 日															
総給付日数	日	待期日数	日	実給付日数	日													
基 本 手 当 の 日 額				円														
技能習得 手 当	受 講 手 当	日 額			円													
	通 所 手 当	月 額			円													
寄 宿 手 当		月 額			円													
金 円 ただし、基本手当に相当する退職手当 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>受 講 手 当</td> <td style="text-align: right;">日分</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>通 所 手 当</td> <td style="text-align: right;">日分</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>寄 宿 手 当 (</td> <td style="text-align: right;">月分)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">月分)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>						{	受 講 手 当	日分	円	通 所 手 当	日分	円	寄 宿 手 当 (	月分)	円	計	月分)	円
{	受 講 手 当	日分	円															
	通 所 手 当	日分	円															
	寄 宿 手 当 (	月分)	円															
	計	月分)	円															
前 回 ま で の 給 付 日 数	第 回	年 月 日 ~ 年 月 日			日分													
	1	~			日分													
	2	~			日分													
	3	~			日分													
	4	~			日分													
	5	~			日分													
	6	~			日分													
	7	~			日分													
	8	~			日分													
	9	~			日分													
	10	~			日分													
計	~			日分														
今回の請求日数		年 月 日から } 年 月 日まで }			日分 円													
上記のとおり失業者の退職手当の支給を申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 氏 名</div> 任命権者 様 <span style="float: right;">印</span>																		

別記第 1 1 号様式中「







特定職種受講日数

寄宿日数

」

を「







寄宿日数

」に改める。

別記第 1 3 号の 2 様式中「安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式備考 7 中「なお」の次に「、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を加える。

別記第 1 5 号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第22条関係)

移 転 費 に 相 当 す る 退 職 手 当 支 給 申 請 書

① 申 請 者	氏 名		受給資格証番号															
	移転前の住所又は居 所																	
	移転後の住所又は居 所																	
② 就職先の事業所	所 在 地																	
	名 称																	
③ 就職決定年月日	年 月 日	※ 雇 用 期 間																
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地																	
	名 称																	
⑤ 受講指示年月日	年 月 日	⑥ 受講開始年月日	年 月 日	⑦ 受講終了予定年月日	年 月 日													
⑧ 移転開始予定年月日	年 月 日	⑨ 乗車(船)の場所(出発空港)		⑩ 下車(船)の場所(到着空港)														
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※ 鉄 道 賃		※ 船 賃	※ 航 空 賃	※ 車 賃	※ 移 転 料	※ 着 後 手 当	※ 計								
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離		運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額		
本 人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	円	円	円	円
家 族																		
※ 合 計			キロメートル				キロメートル	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額		円						
										※ 差 引 支 給 額		円						
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様											申請者氏名		印					

- 備考 1 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。  
 2 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。  
 3 ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。  
 4 ⑪の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。  
 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第 1 6 号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第22条関係)

広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			性別	男・女	受給資格証番号							
	住所又は居所												
訪問事業所	名称	所在地											
※ 宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係									
※ 泊数	泊	泊	泊	泊									
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により、上記のとおり広域求職活動費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日													
任命権者				申請者氏名				印					
※ 処 理 欄	区間	鉄 道 賃			船 賃		航 空 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)			
	合計												
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額											円		
差 引 支 給 額											円		

- 備考 1 この申請書は、公共職業安定所の紹介による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に退職当時の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書を提出する際は、公共職業安定所から広域求職活動を紹介されたことを証明することができる書類及び当該広域求職活動を行ったことを証明することができる書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている失業者退職手当受給資格証は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された失業者退職手当受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている失業証明書その他の書類は、新規則の規定により提出された失業証明書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

---

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県規則第 2 7 号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成 5 年熊本県規則第 4 0 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県規則第 2 8 号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「工事着手」を「工事に着手しようとする日」に改める。

附則第 9 項を次のように改める。

- 9 促進区域内の工場等に係る第 2 条第 1 項に規定する申請書の提出期限が、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年熊本県条例第 4 1 号。以下「平成 2 9 年改正条例」という。）の施行の日から起算して 3 0 日を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同項の規定にかかわらず、平成 2 9 年改正条例の施行の日から起算して 3 0 日を経過した日とする。ただし、当該提出期限が、平成 2 9 年改正条例の施行の前であるときは、当該提出期限は、促進区域内の工場等の工事に着工しようとする日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。